

企画提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和 6 年 4 月 12 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
令和 6 年度消費者被害防止のための動画等作品コンテスト開催業務
- (2) 業務内容
令和 6 年度消費者被害防止のための動画等作品コンテスト開催業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 7 年 3 月 17 日（月）まで
- (4) 委託金額（見積上限額）
14,861,000 円以内（うち消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 5 企画・製作」の「小分類 5 広告・広報」及び「小分類 6 イベント企画・運営」のいずれにも登録されており、格付区分が A であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 1 号及び第 3 号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下(8)において同じ。）。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

電話(086)226-7346 ファックス(086)225-9151

メール : kurashi-syohi@pref.okayama.jp

(※使用時は 上記@ を半角 @ に変更してください。)

4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所に同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出しなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和 6 年 4 月 12 日 (金) から令和 6 年 5 月 7 日 (火) までの閉庁日を除く
午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所

上記 3 の場所に同じ

なお、岡山県県民生活部くらし安全安心課ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/911890.html>

(2) 企画提案参加資格確認申請書 (様式第 1 号) の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和 6 年 5 月 7 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

イ 提出場所

上記 3 の場所に同じ

ウ 提出方法

持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

郵送等 (郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便で、書留郵便、その他これに準じる方法に限る。) による場合は、上記アの提出期限までに必着とする。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、2 の事項について審査し、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和 6 年 5 月 9 日 (木) までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和 6 年 5 月 16 日 (木)

までに、上記3の宛先に、ファックスまたはメールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 企画提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和6年4月12日（金）から令和6年5月7日（火）午後5時まで

イ 提出方法

仕様書に対する質問書（様式第2号）をファックスまたはメールにより提出すること。

なお、その際は、担当者に到着したことを確認すること。

ウ 宛先

上記3の場所に同じ

エ 回答方法

岡山県県民生活部くらし安全安心課のホームページに回答を随時掲載する。

ただし、本企画提案に直接関係ないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

なお、この回答は仕様書の内容の追加又は修正とみなす。

オ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案書の提出等

(1) 提出期限

令和6年5月14日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号） 1部

イ 企画提案書（任意様式、原則A4縦（横書き）左綴じ） 8部

下記(ア)から(カ)（詳細は仕様書のとおり）、(キ)から(ケ)の他、独自提案があれば記載すること。また、複数案の記載は認めない。

(ア) コンテストの応募要項案

(イ) チラシ及びポスターのイメージ（応募要項の概要の掲載を含む）

(ウ) 特設WEBサイトのイメージ（募集の周知、応募フォーム、受賞作品の掲載等）

(エ) 周知・啓発案（WEB広告配信、紙面やグッズ等による周知を含む）

a. WEB広告配信

- ・「作品募集の周知」と「受賞作品を用いた啓発」を分けて記載すること。
- ・展開するWEB広告配信案（付加するPR画面のイメージ、配信媒体の選定、媒体実費の配分、配信スケジュール等）について、趣旨及び効果を併せて記載すること。
- ・媒体実費（広告媒体原価）の配分（配信媒体ごと、ターゲットごと）について、分かりやすくした一覧表を添付すること。

- b. 紙面等による募集周知
 - ・コンテストの作品募集について周知し、消費者被害防止及び消費者ホットラインを啓発する手法の提案。
 - ・使用する媒体、数量、期間等を提案すること。
- c. 啓発グッズ等の製作
 - ・受賞作品を活用して製作する啓発グッズ等の提案。
 - ・作成する啓発グッズ等の種類、デザイン案及び作成数量等を提案すること。
- (オ) 審査会の企画及び運営案
審査会の会場、審査員（県職員を除く）や審査会の実施方式を含むこと。
- (カ) 消費者教育の機会の提供
応募者又は受賞者に消費者教育の機会を作るイベント等の企画運営案。
- (キ) 事業実施の体制
総括責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。
総括責任者、担当者等については、所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を記載すること。
また、業務を遂行するためのスケジュールを作成すること。
- (ク) 会社概要
既存パンフレット等で可。
- (ケ) 類似事業の実績一覧（過去5年程度）
主な実績について、その内容や成果物等が分かる資料を添付すること。
- ウ 見積書（任意様式） 1部
積算内訳は、透明性の確保や費用対効果の明確化のため、広告の媒体実費（広告媒体原価）と管理運用費は分けて見積もること。
また、人件費、機材費、編集作業費、制作に関する費用、レポート作成費等の積算内訳が分かるように記載すること。
見積書の宛先は「岡山県知事 伊原木 隆太」とすること。
会社名、所在地、代表者の役職及び氏名を明記の上、代表者印を押印すること。
- (4) 提出方法
持参の場合は、午前9時から午後5時まで受け付ける。
郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便、その他これに準じる方法に限る。）による場合は、上記(1)の提出期限までに必着とする。
- (5) 企画提案書の説明
提案者は、提出した企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。
日時 令和6年5月23日（木）
場所 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）5階
岡山県消費生活センター研修室（岡山市北区南方2丁目13-1）
※ 開始時間等詳細については別途通知する。

7 委託候補者の選定等

別途設置する選定委員会で審査の上、総合的に判断して委託候補者を選定する。

(1) 委託候補者の選定方法

ア 選定委員会に先立ち、同事務局は見積書の価格に対する評価について事前評価する。

イ 委員は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容等を総合的に審査し得点化し、集計した合計点の順位が1位の提案者を委託候補者として選定する。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法

委託候補者は、くらし安全安心課のホームページで公表する。また審査結果は、提案者全員に郵送により通知する。なお他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

8 契約の締結

(1) 契約の締結

委託候補者の選定後、提出された企画提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(3) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

9 選定の対象からの除外

提案者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。

(1) 選定委員会の委員又は選定事務業務に従事する県職員若しくは関係者に対して、不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

(2) 本件企画提案について不正な利益を得るために連合した場合

(3) 提案書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合

(5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合

(6) 提案者が上記2に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合

(7) 提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

(8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、提案者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

10 その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

(2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りではない。

- (3) 提案書の作成及び提案に関するプレゼンテーションに要するすべての経費は、参加者の負担とする。
- (4) 審査の公正を図るため、参加者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提案書等に記載された個人情報、委託候補者の選定、審査その他の手続を実施する目的以外に、参加者に無断で使用することはない。
- (6) 県は、「消費者被害防止のための動画コンテスト開催業務委託事業者選定委員会」に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、提案書等の全部又は一部（個人情報を含む。）を提供する。
- (7) 県は、当該委託業務手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出された書類の複製を作成することがある。
- (8) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。

11 審査項目及び配点

審査項目	配点
<p>1 作品の募集 作品の募集について、目的を捉え、多くの応募作品が期待できる内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募要項について、分かりやすい内容となっているか。 ・ チラシ及びポスターについて、関心を引く内容となっているか。 ・ 特設WEBサイトについて、関心を引く内容となっているか。 ・ WEB広告について、効果的な周知となるよう、幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した提案となっているか。 ・ 募集の周知に投入する配信量（媒体実費）は十分なものか ・ 紙面等による募集周知について、周知内容、使用媒体、数量及び期間等は募集効果が見込めるものとなっているか。 ・ 事務局について、コンテスト全体を円滑に実施できる内容となっているか。 ・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 	40
<p>2 応募作品の審査会 審査会について、目的を捉えた内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会の企画について、コンテストへの関心を高める工夫がされているか。 ・ 審査員等について、啓発に用いられる受賞作品を選定するのにふさわしい内容となっているか。 ・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 	15

審査項目	配点
<p>3 受賞作品を用いた啓発 受賞作品を用いた啓発について、目的を捉え、効果的な啓発ができる内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付加するPR画面について、内容を分かりやすくし、視聴を促す内容となっているか。(動画作品) ・ 特設WEBサイトやWEB広告について、効果的な啓発となるよう、幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した提案となっているか。(動画作品・イラスト作品) ・ 受賞作品を用いた啓発に投入する配信量(媒体実費)は十分なものか。(動画作品) ・ 啓発グッズ等の製作について、種類、デザイン及び数量等は、効果的な啓発ができる内容となっているか。(動画作品・イラスト作品) ・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 	25
<p>4 消費者教育の機会の提供 コンテスト参加者が消費者教育の機会を得る効果的な手段、内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止への関心を高め、主体的に学ぶための仕組みがあるか。 ・ 参加者にとって魅力的な内容となっているか。 ・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 	15
<p>5 見積書 見積書の内容は妥当であるか。</p>	5
<p>6 提案事業の遂行能力 事業実施の体制が十分かつ信頼性が高いか、また見積額の妥当性があるか。</p>	適正・不適正
合計	100